

栃尾イメージキャラクター広報アイテム貸出要綱

1 目的

この要綱は、各種イベント等で栃尾イメージキャラクターを活用した栃尾地域のPR活動並びに観光誘客活動を推進し、栃尾地域の活性化を図ることを目的とし、栃尾商工会（以下「商工会」という。）が作成する広報アイテムの貸し出しについて必要な事項を定める。

2 貸出物品

別紙1のとおり

3 貸出対象者

国、都道府県、市町村、商工会員及び関係機関・団体のほか商工会長が適当と認める者とする。

4 貸出方法

- ①広報アイテムの借り受けを希望する者（以下「借受者」という。）は、商工会に電話等で希望品目の在庫数を確認の上、借受申請書（別紙2）を提出するものとする。
- ②商工会長は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対して広報アイテムを貸し出しするものとする。
尚、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。
- ③借受者は、広報アイテムを商工会から直接受け取り、直接返却することを原則とする。
やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合は、かかる費用は借受者の負担とする。
- ④貸し出しに伴う広報アイテムの搬出、搬入作業は、原則として借受者が行うものとする。

5 貸出期間

原則として10日間以内とし、使用後は速やかに返却する。

6 貸出料金

1,000円（消費税別）

※クリーニングや軽微な修繕等のため

7 損害賠償

借受者が故意又は重大な過失にかかわらず広報アイテムを破損・汚損した場合、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

8 その他

- ①借受者は、広報アイテムを使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招く恐れのある活動をしてはならない。
- ②借受者は、広報アイテムを第三者に転貸してはならない。
- ③借受者は、広報アイテムの使用及び使用後の手入れについて、別紙3の広報アイテム使用上の注意事項により取り扱わなければならない。
- ④その他この要領に定めのない事項は、借受者と商工会が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成21年2月25日から施行する。

附 則

6 貸出料金の改正は、平成27年10月1日から施行する。

栃尾イメージキャラクター広報アイテム貸出物品

貸出機関	連絡先	住所	貸出物品名	数量
栃尾商工会	TEL 0258-52-4191 FAX 0258-52-4135	〒940-0295 新潟県長岡市谷内2-5-9 栃尾秋葉門前商工プラザ2階	着ぐるみ (あぶらげんしん：一式)	1体



別紙2

栃尾イメージキャラクター広報アイテム借受申請書

令和 年 月 日

栃尾商工会長 稲田育彦 様

借受申請者 (所在地) 〒
(名称)
(代表者)
(TEL)
(FAX)

印

栃尾イメージキャラクター広報アイテム貸出要綱に基づき借受を申請します。

イベント名			
使用目的			
開催場所 (施設名)			
開催日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
主な参集者		人数	概ね 人
借受希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
チェック	貸出アイテム名	数量	
<input type="checkbox"/>	着ぐるみ「あぶらげんしん」：一式 (本体、頭巾、刀、旗)	1体	
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
備考	担当者氏名： 携帯： メール：		

※申請の前に、必ず商工会に在庫をご確認願います。

※この様式は、FAXで提出しても構いません。

※イベントの内容がわかるチラシ等がありましたら添付して下さい。

栃尾イメージキャラクター広報アイテム使用上の注意事項

1 着ぐるみ

(1) 着脱するとき

- ア 着脱の際、着ぐるみを破損・汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 着ぐるみ内部が高温となるため、装着の際は出来るだけ軽装になること。
- ウ 着脱時、関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。

(2) 活動するとき

- ア 着ぐるみを破損・汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- イ 雨雪の下では原則として使用を控えること。なお、使用中に雨雪となった場合は、速やかに使用を中止すること。
- ウ 足下の視界が悪いため、活動の際は基本的に誘導係を付けること。また、小さいお子様等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒にも十分注意すること。
- エ 熱が本体にこもり、長時間着用すると気分が悪くなることがあるので、適宜交代すること。
- オ 操演者は声を出さないこと。ジェスチャー以外で何かメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が耳打ちされる形で代弁してあげること。

(3) 貸出料金

1,000 円（消費税別）

※クリーニングや軽微な修繕等のため

(4) 使用后

- ア 風通しの良い場所で、手袋・レッグウォーマーは裏返しに、胴体部は横に倒した形で十分乾燥させてから返却すること。また、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。
- イ 破損、汚損、部品を紛失した場合、直ちに申し出ること。

(5) 損害賠償

借受者が故意又は過失により広報アイテムを破損・汚損した場合、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。